

中東諸国の法律・司法制度

—サウジアラビアの司法改革を巡って ①—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

サウジアラビアの法律・司法制度については2012年8/9月号の本稿でその大要を説明したが、その中の裁判制度の個所で触れたように、現在同国では大規模な司法改革が進行中である。この司法改革は、①専門裁判所の設置および裁判官の質と数の充実と、②法律の成文化(制定法化)による充実および整備、の両面で進められているが、イスラーム法(シャリーア)の判断(解釈)は誰がするのかとか、シャリーアの成文化は可能なのか(許されるのか)といった、いわゆる「イスラーム主義」に関連する問題をはらんでおり、その成り行きによっては近隣諸国に影響を及ぼすこともあるかと思われるので、今回は、サウジアラビアでのシャリーア実践の第一線に立つ「ウラマー」と呼ばれる人達がこの問題にどうかかわってくるのかを中心に、考えてみることにしたい。

なお、以下において視野の対象としているのは、民事の商取引に関連する法律(民法や商法など)とその分野での裁判や仲裁などの紛争処理制度であり、サウジアラビアというと問題視されがちな、女性の地位を始めとするいわゆる人権問題や、残虐な刑罰その他を含む刑事事件の分野には及んでいないことを、予めお断りしておく。

1. サウジアラビアの紛争処理制度

先ずは今回の司法改革が必要となった原因か

ら考えてみよう。その直接の原因は、サウジアラビアの法律や裁判制度には、同国で事業を行う外国(特に非イスラーム国)の企業や国民にとって判り難い点が多く、そのことが事業の円滑な遂行を妨げているとの指摘がかねてからなされており、国王以下のサウジアラビア政府の首脳部にも、外国企業にそのような不満を与えることが結果的に同国に不利益をもたらしているという自覚が、特に同国のWTOへの加入やそれに伴う国際的約束などもあって、次第に強くなってきていたことにあるが、より根本的な原因は、「カーディー」と呼ばれるサウジアラビアの伝統的裁判官(シャリーア裁判官)の多くが、伝統的なイスラーム法学の研究とその研究の成果を裁判の際に如何に適用するかにのみに拘泥し、サウジアラビアで爆発的に生じている様々な新しい経済的・社会的事象にシャリーアを適確に適用し得ないでいることにあると思われる。このことをご理解頂くために、先ず初めに、サウジアラビアにおける裁判所制度の現状を簡単に説明しておくことにしたい。

サウジアラビアの裁判所の制度は1932年の建国後に法律で定められたものであるが、その根幹はシャリーアに基づきイスラーム社会で作られたもので、カーディーと呼ばれる裁判官が裁判する裁判所と、そこで踏襲されてきた手続きから成るものであり、イスラーム社会と同じだけの長い歴史を持つ制度である。一般にサウジ

アラビアの憲法に相当すると言われている国家統治法でも、「裁判所はシャリーアを適用して裁判を行う」との趣旨の規定を置いて（第48条）、その旨を明らかにしている（ただし同法には、第53条に日本語では「苦情処理庁」と訳されることが多い別の司法機関に関する規定があるが、それについては以下で説明する）。すなわち、サウジアラビアの裁判所は、永年の伝統的なイスラーム法の手続きに従ってシャリーアを適用して裁判を行う、同国で唯一の紛争処理機関である（少なくとも国家統治法で定められている建前上は、そうである）。

ところが現実のサウジアラビアでは、この裁判所とは別に、上記の苦情処理庁という名称の国王直属の紛争処理機関や、商業、金融、労働、交通等に関連する紛争を管轄する関係省庁の委員会等が設置されていて、これらの機関が夫々に管轄事件の紛争処理に当たっており、その結果、伝統的な裁判所の機能と地位は大幅に低下してしまっている。そして、これらの個別の様々な紛争処理機関と区別するという便宜上の目的から、伝統的な裁判所に「シャリーア」という修飾語を付けてシャリーア裁判所と呼ぶという一種の慣習ができてしまっている（国家統治法の用語は、当然のことながら、単に「裁判所」である）。本稿でも同じ理由で「シャリーア裁判所」という用語を使うことにする。

このように、本来的にはサウジアラビアの唯一の裁判所であるはずのシャリーア裁判所は、第一審を担当する裁判所が全国各地に、またその上級審（控訴審）裁判所がリヤドとメッカの二都市に、設置されている。このようにシャリーア裁判所は二審制であるが、その他に「最高司法評議会」という国家統治法所定の司法機関が存在し、従来の司法制度法ではこの機関は控訴裁判所の上位に置かれていて、シャリーア裁判所の下した死刑判決その他の重罪判決の見直しをする権限を与えられており、また更に国王に

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

は恩赦を与える大権があるので、その実態は三審制であるとも見ることができると思われる。

ついでにシャリーア裁判所以外の紛争処理機関についてもここで説明しておくことにする。上記の「苦情処理庁」というのは、「苦情」という用語が付けられていることから推察できるように、元来はカリフを頂点とする国の統治機関の決定や判断に対する国民の苦情を受け付けて、それを処理するための制度（そこでなされる判断は、シャリーアが認めたカリフの権能に基づき、カリフが下すものであるから、カーディーの判断とは別のものとされた）である。サウジアラビアでは、初代国王のアブドゥル・アジーズが建国前である1926年に「苦情箱」の制度を作り、行政機関に対する苦情があるときは国王へ直接申立てるようにと国民に促したことに始まり、第2次世界大戦後の1954年には、国の法律に基づく機関となり、その後何度かの改正を経て現在に至ったものである。

このような経緯からも判るようにこの機関は、本来は、行政庁内部の職務執行や人事を巡る争い、ならびに、行政庁の決定に関連する行政庁と民間との争いを処理する機関であって、民間人同士の紛争はこの機関の管轄ではないのであるが、次第にその管轄事項が広がり、1988年の法律改正によって民間の商事紛争をも管轄することとなり、更には、後でも述べる予定であるが、外国の裁判所の判決や仲裁判断のサウジアラビアにおける執行も管轄するという、外国企業にとって大変関係の深い紛争処理機関となっている。

もう一つの行政機関に置かれている紛争処理

委員会というのは、例えば、サウジアラビア通貨庁（SAMA）の紛争処理委員会（手形・小切手以外の銀行業務に関する紛争を処理する）、商工業省の手形・小切手紛争処理委員会、労働省の労働紛争処理委員会等（従来はこの他の重要な機関として商工業省の商事紛争処理委員会があったが、前述のように商事紛争を苦情処理庁が管轄するようになった結果、現在は機能していない）で、行政機関がその管轄事項を巡る紛争（行政庁と民間の間の紛争のみならず、民間同士の紛争をも含む）を、管轄官庁の立場から解決するものである。

2. シャリーア裁判所の管轄が狭まってきたことと、その原因

以上のように、サウジアラビアにおける総ての紛争は本来であればシャリーア裁判所が解決すべきはずなのであるが、実際にはそのかなりの部分が、特に外国企業が紛争当事者となっているような民間のいわゆる「大きな事件」が、シャリーア裁判所以外の紛争処理機関で取扱われて、シャリーア裁判所の管轄事件がそれだけ少なくなり、その結果シャリーア裁判所の管轄事項は、日本民法でいう親族・相続関連の事件（いわゆる家事事件）と、シャリーアで刑が定められている刑事の事件や刑事事件を原因とする民事の請求訴訟に限られるというまでに、狭まってしまっている。

このようにシャリーア裁判所の管轄事項が狭まってしまったことの根本的な原因は、非ムスリムの立場からの発言なのでやや独断的になるかもしれないが、整理して言うと二つあるように思われる。一つは、争いの原因がシャリーアでは認められていない事項であるために、シャリーア裁判所ではその紛争を取扱わないか、取扱ったとしても、いわゆる「門前払い」的な判断しかしないために、現実的な紛争の解決にはならないケースがあることである。例えば利息

や遅延損害金の支払い請求を巡る争いや、保険契約を巡る争い等がこれに該当するであろう。利息（や遅延損害金）がシャリーアでは認められていないことはよく知られているとおりであるが、保険契約もイスラーム法学では無効と考えるのが一般的である。そのためこれらのケースについては、シャリーア裁判所では当事者双方の納得できる判断が得られず（利息や保険に関する訴訟の当事者は、事実上争いが無い限りは、支払うべき額を争っているのであり、利息や保険そのものを争っているのではないことが多いであろう）、そのため、紛争の根本的解決は期待できないことになる。

このようないわば解決不能な行詰り状態を避けるためにサウジアラビア政府が考え出したのが、上述した苦情処理庁の管轄事項の拡張や、行政機関の中の紛争処理委員会の設置であった。これらの機関が紛争処理に当たれば、既に制定されている法律の規定等を判断の根拠にして、例えば利息請求の事件であれば、利息ではなく手数料であるとか予め合意された利潤であるということ、サウジアラビアの憲法（最高法規）であるシャリーアに直接言及することを避けながら、請求の全部または一部を認めて（あるいは和解させて）、紛争当事者がより納得し易い結論を導くことができるだろうというわけである。

シャリーア裁判所の管轄事項が狭まったことのもう一つの（そして恐らくはより根本的な）原因は、カーディーと呼ばれるシャリーア裁判官の多くが、大変残念なことに、伝統的なシャリーア法学の理論を裁判に適用することに拘泥し、新しい社会事象について正しく事実を認定し、それにシャリーアを適確に適用するための努力（このような努力は「イジュティハード」と呼ばれ、イスラーム法学者の果たすべき義務であるとされている）を必ずしも十分にしていなかったことにあると思われる。その結果、外

国企業を含む多くの紛争当事者は、シャリーア裁判所ではなく苦情処理庁や行政機関の紛争処理委員会に提訴するようになってしまったのである。サウジアラビアの多くのイスラーム法学者（カーディーである人もそうでない人も含めて）の多くもそれを認めているようであり、今回の司法改革の大きな柱の一つも、このような状態にある多くのカーディー達の意識改革にあると思われるが、そのことについて述べる前に、カーディーの母体であるウラマーと呼ばれる人達のことを説明しておくこととしたい。

3. 「ウラマー」と呼ばれる人達

本稿でこれまで「イスラーム法学者」と呼んできたのは、アラビア語では「ウラマー」と呼ばれている人のことである。ウラマーというのは、イスラームを理解し、体得するために必要な様々な学問を修得した人々のことであり、そこでいう学問は、我々が呼ぶ「法学（法律学）」に限られる訳ではないが、その中心は何といってもコーランやハディース（預言者モハンマドの言行として残された伝承）を中心とするシャリーア（すなわち「イスラームの法」）の研究であるし、また本稿は中東諸国の法律や司法制度を対象としているので、ここでは「イスラーム法学者」という訳語で呼ぶことをお許し頂きたい。

このウラマーと呼称される人達は、伝統的には「マドラサ」と呼ばれるウラマーの養成を主たる目的とする学校でコーランやハディースその他の学問を勉強し、卒業後は更に各人で夫々に指導者たるウラマーの下で研究を続けるというコースを辿るのが一般的で、一本立ちのウラマーになってからも、師弟の紐帯を強く残していると言われている。アッバース朝以降のイスラーム国家では、ウラマーは、マドラサの教師になる他、カーディー（裁判官であると同時に司法関連の行政事務も担当した）やムフティー

（一般の人々からの質問に答えて「ファトワー」と呼ばれるシャリーアに基づく意見を出すことを仕事とする人）、或いは、モスクにおける集団礼拝の導師（スンニー派では「イマーム」と呼ばれる）等の仕事をしながら、全体的に言えば、カリフを頂点とする統治者と被統治者たる一般民衆との間であって、統治者による不当な権力の行使を抑止する（と同時に、場合によっては統治者の統治の方法を承認する）という、社会的に重要な役割を果たしてきた。

以上のとおりウラマーと呼ばれる人達は、イスラームの歴史を通じて常に重要な社会的地位を占めてきたのであるが、サウジアラビアの場合には、次に述べる経緯があって、他の地域の伝統的なイスラーム社会におけるよりも、統治者との関係（結び付き）が更に強いという特徴があるように見受けられる。

サウジアラビアは、18世紀当時のアラビア半島中央部・ナジド地方の豪族のサウード家（のムハンマド・イブン・サウード）が、ハンバリー派ウラマーの家系であるアル・シェイク家（のムハンマド・イブン・アブドゥル・ワッハーブ）との間で1745年に結んだ盟約（アル・シェイク家の考え方をサウード家は支持して普及させ、アル・シェイク家はサウード家の版図拡大を支持する）を基盤として生まれた国である、というのがその経緯である。アル・シェイク家が踏襲している考え方を支持してそれに従う人々は、その始祖の名前の一部を取って「ワッハーブ派」と呼ばれているが、それは、シーア派のようなイスラームの分派でもなければ、独立した一つの法学派でもない。ワッハーブ派はスンニー派であり、法学派としてはハンバリー学派に属しているが、ハンバリー学派の中でも、イスラーム初期の優れた三世代（これを「サラフ」と呼ぶ）における原則や精神への回帰を唱えたイブン・タミーヤの考え方に大きく影響されていると言われている。その意味ではワッハーブ派

は、一つの政治上の主義であり、サラフの時代を模範としようとする点では、エジプトその他に見られるサラフィー主義者に近いと考えても良さそうである。

サウド王国とワッハーブ派は、上記の盟約締結後、更に何度かのアラビア半島中央部における政治勢力の興亡の末に、現在のサウジアラビア（第三次サウド王国）に至っているのであるが、この経緯から理解できるとおり、サウジアラビアにおいては、ウラマー（特にアル・シェイク家のウラマー）の地位と力が当初から極めて高く、その位置も（伝統的イスラーム社会のように統治者と一般民衆との間ではなく）統治者に寄り添っていたという方が事実に近いであろう。ただしそのサウジアラビアでも、（イスラーム革命後のイランのように）ウラマーが直接統治者となる（あるいは統治者と同じ位置に立つ）ことはない。ウラマーは、あくまでも統治者であるサウド家がイスラームの法（すなわちシャリーア）に反した統治をしないように、それを見守るという立場を維持してきている。

なお、アル・シェイク家とサウド家は婚姻関係でも結ばれている。例えば、サウジアラビア建国の父アブドゥル・アジーズの妃の一人はアル・シェイク家の出であり、その息子が第三代国王となったファイサルである。ファイサル国王はその在位中に多くのいわゆる近代化政策を進めたが、その中の一つに司法制度の近代化があり、政府機関としての司法省や最高ウラマー会議等の組織作りをしている。これらの機関はウラマーを国家機関に取り入れるためのものであるが、同時にウラマーを政府の統制下に置くという意味合いもあった。それができたのは、近代化推進へのファイサル自身の強い意欲と指導力によるところが大きいが、彼のアル・シェイク家との血の繋がりも支えとなっていたであろう。

現在のサウジアラビアでウラマーになる人達

は、小学校、中学校、高校レベルの教育は一般の学校で受け（コーランやハディースなどの初歩的な勉強はそこです）、その後コーラン学部やハディース学部のあるイマーム・ムハンマド・イブン・サウド大学（リヤド）、イスラーム大学（マディーナ）、ウンム・アル・クラ大学（メッカ）などでウラマーとなるための本格的な勉学（シャリーアの研究）をして、卒業後実務に就くというのが一般的である。最近では、このような勉学を終えた後に、欧米や近隣諸国でシャリーア以外の法学教育（世俗的な法学教育）を受ける人も増えてきている。

蛇足ではあるが、ウラマーと呼ばれるためにはシャリーアの勉学を終えていなければならないから、世俗的な法学教育だけを受けた者は（法律に関係する仕事に就いたとしても）ウラマーではない。シャリーアの勉学に加えて世俗的な法学教育をも受けた者がウラマーであるか否かは、良く判らない。恐らくはその人の従事する仕事はシャリーアに結び付いているか否かによって決まるのだらうと思われる。このようにウラマーは別に資格ではないし認定制度がある訳でもないからその範囲や数は必ずしも明確ではないが、1990年頃のアメリカ陸軍の計測では、サウジアラビア全土で7,000~10,000人という数字が見受けられる（ちなみに、米国国務省民主主義・人権・労働局の2009年の報告書には、聖職者が5万人超、モスクが73,000という数字が挙げられている）。

ではこれらのウラマー達は、サウジアラビアではどんな役職や職業に就いているのだろうか。それを、政府からウラマーとして認められて公の職に就く人達の例で見よう。公職に就くウラマーとしての最高の地位はグラント・ムフティー（「最高イスラーム法官」などと訳されている）である。このポストは当初からアル・シェイク家のウラマーが占めてきており、1970年以降暫く空白の時期があったが、1993年に、

従来より権能を狭くした形で復活している。このグランド・ムフティーはシャリーアに関するすべての問題についてファトワーを下すことができる。現在のグランド・ムフティーはアブドルアジーズ・アル-シェイクで、1943年生まれ、イマーム・ムハンマド・イブン・サウード大学でシャリーアを教えていたという経歴を持つ人である。

それに続くのが（ファイサルが作った）最高ウラマー会議で、メンバー（設立当初は17名、現在は21名）は国王が選任する。グランド・ムフティーはこの会議の議長の地位に就く。メンバーの大半はハンバリー派のウラマーであるが、2009年以降はスンニー派の他の法学派のウラマーも選ばれている。ただし、シーア派のウラマーは選ばれていない。この機関は、1979年のメッカ大モスク占拠事件や1990年以降の湾岸危機といったサウジアラビアが直面した危機的状態の際に、政府の採るべき手段や政策について、政府を擁護する線でのファトワー（メッカ大モスク占拠事件の時はモスクへの軍隊突入許可、湾岸危機のときはサウジ国内への米軍駐留許可など）を下してきた。

更にウラマーが直接政府の役職につくケースも多い。省庁でいえば、司法省、高等教育省、巡礼省、イスラーム・ワクフ・宣教・善導省等の各省の大臣や幹部職員はウラマーのポストであると言われている。この他、イスラーム上の義務的喜捨を管理するザカート・所得税庁、メッカとマディーナの二大モスクを管理する二大モスク庁、宗教上の風紀の取締を主たる職務とする勧善懲悪委員会（俗に「宗教警察」と呼ばれる）などの幹部職もウラマーが占めている。この他の省庁にも（ウラマーは高等教育を受けた者であるから当然と言えば当然であるが）多くのウラマーが就職しているであろう。またサウジアラビアにはムスリム世界連盟（Muslim World League）を始めとして、政府の支持を得

てイスラームの普及等の事業に当たっている国際的な機関があるが、ウラマーはそこでも働いている。

これに加えて、イマームと呼ばれるモスクの導師がいる。モスクはサウジアラビアでは政府の管轄下にあるから、彼らも政府の職員と考えても良いかと思う。前述したように全土で7万を超えるモスクがある国のことであるから、ウラマーの大多数は大なり小なりモスク関連の仕事をしているということになる。

そして最後にウラマーの本来の仕事である裁判関係の仕事がある。裁判の実務を担当するのは、本来的にはシャリーア裁判所のカーディーであるが、既に述べたとおりその他に、苦情処理庁の裁判官や行政庁の紛争処理委員会の紛争処理担当官など、カーディー以外に紛争処理の実務を担当している人々もいる。ただし、後者のグループの人々の中には、伝統的なウラマー教育に加えて世俗的法学教育を受けた人や、法学教育は受けておらず、その職務についての専門的教育を受けた各省庁の役人もいると思われる。

以上からも判るようにサウジアラビアのウラマーの大多数は、直接・間接に国の仕事をしており、その収入の大半を国から得ているが、それ以外に、国から収入を得ていないウラマーもいる。その人達は反政府系等と呼ばれることも多いが、総ての点で政府に反対しているという訳ではなく、今回の司法改革等では、いわゆる保守的なウラマーよりも政府の改革案に同調的と思われる人達もいる。その中からサウジアラビアで最も著名なウラマーの一人と言われているサルマン・アル・アウダを紹介しておこう。

彼は1956年生まれで、イマーム・ムハンマド・イブン・サウード大学のシャリーア学部の卒業生である。サウジアラビアには1950年代から60年代にかけてエジプトから逃げてきたムスリム同胞団のメンバーがいて、そのメンバーが作っ

た「サフワ」(覚醒)と呼ばれるグループの政治運動が大学生等の間で広がっていたが、アウダはその運動の中心人物の一人であった。このサフワ運動の主義・主張はワッハブ派の考え方に沿っており、ムスリム同胞団からとりいれたのはその活動の進め方だけだと言われていて、必ずしも常に反政府的な活動をしていた訳ではない。アウダ自身も、湾岸戦争の際には外国軍隊の駐留等を是認する体制派のウラマーを厳しく批判して、その言動が人心を惑わしたという廉で1994年に逮捕され5年間服役したので、その頃は反体制派と呼ばれることが多かったが、その後は、国王が力を入れて進めた2003年の国民対話集会などに参加する他、シーア派のウラマーとの対話もしており、国王が進める司法改革には同調的である。恐らくは、反体制派というよりも体制内改革派といった位置にあるのであろう。

4. 新しい裁判制度と司法改革

以上のような現状にあるサウジアラビアの裁判所の制度とそれを支えるウラマーにとっては、2007年10月にアブダッラー国王が打出した、最高裁判所の設置による三審制の導入と商事紛争、労働紛争、刑事事件等を管轄する専門裁判所の設置による裁判所制度の改革、および、時代に即した裁判官の養成を伴った裁判官の増員を内容とする司法制度の改革は、文字どおり、ウラマー制度の根幹を揺るがす大事件であろう。

今回の改革の内、最高裁判所の設置と三審制の導入というのは、現在のシャリーア裁判所が二審制であるのを、新たに最高裁判所を設置して(合わせて、最高司法協議会の司法判断への関与の権能を排除して)明確な三審制にしようとするものである。上述したように、サウジアラビアの裁判制度の実態は既に三審制であると言えないこともないから、ここでの改革の真の

目標は、伝統的なウラマーをメンバーとする、一般的に言えば保守的な最高司法協議会による司法判断への介入を排除して、生まれ変わった新しい裁判所のフレッシュな判断を尊重しようとするにありと見るべきであろう。更に(アブダッラー国王は、最高裁判所が公式のウェブサイトを設けて、そこで自らの司法判断を公表することを勧告したといった報道等もあるので、それらに基づいて)敢えて推測すれば、新しい最高裁判所が自らの法的判断を公に示すことによって、伝統的なシャリーア法学では認められていない「判例主義」への道を拓くことが期待されているのかもしれない。

次の専門裁判所の設立は、現行制度では苦情処理庁や行政機関内の紛争処理委員会が必ずしも明確ではない分担区分で行っている各種の紛争処理を整理統合して、新しく作られる行政裁判所、商事裁判所、労働裁判所、刑事裁判所等への管轄の編制替えを行うと共に、それ以外の一般の事件を取扱う裁判所の管轄事項をも明確化しようとするものである。また現在はリヤドとメッカの2ヵ所に限られている控訴裁判所を、サウジアラビアの13州に各1ヵ所、合計13に増設することも予定されている。従って多数の新しい裁判所の庁舎の建設と裁判官の増員が必要となり、政府は既にそのための予算として70億リヤル(約20億ドル)を計上しているが、司法改革は20年という長期にわたる計画であり、いつ頃までに何処にどの裁判所を建てるのかは、現時点ではまだ明らかではない。

最後の裁判官の養成と増員は、最近の現地報道によると、国内の大学のシャリーア法学部卒業生からの任用とイスラーム法学者の中の裁判官以外の者からの任用で、新たに2,000名の裁判官を増員すると共に、既に裁判官の職にある者も再訓練して、裁判官の数と共に質も確保しようとするものである。既に述べたとおり、本来はサウジアラビアにおける唯一の裁判所である

はずのシャリーア裁判所の管轄事項が次第に狭められ、苦情処理庁や行政庁の紛争処理機関にとって代わられてきたことの最大の原因が、カーディーの多くが新しい社会事象に適確にシャリーアを適用する努力を必ずしも十分にしていなかったことにあると思われるが、それを改めるためには、外国企業をも含む多様な当事者の、多様な活動とそれを巡る新しい形の紛争を的確に理解し、それに対処するためのシャリーアの規範を演繹するための努力が裁判官に求められるわけであり、単なる再訓練にとどまらず、シャリーア解釈の専門家を自負するウラマーの意識改革が必要となる。それは、「言うは易く、

行うは難し」が実状で、再訓練に対するカーディー達の反発が強いようである。

そのためこれまでの動きを見ても、最高裁判所については本年に入ってその長官と裁判官が任命されたと報道されているが、専門裁判所の設置と裁判官の増員や再訓練については未だに問題が多いようである。従って当分の間は、例えば商事紛争事件は苦情処理庁が管轄するという、従来通りの体制が続くものと思われる。なお、司法改革のもう一つの柱である法律の成文化による充実と整備については、次号で考えてみることにする。